

## 指定管理者制度による民営化を進めるための基本的な市の考え方（案）

### 1. ガイドラインに沿った運営（仕様書）

ガイドラインに沿った運営を求める。なお、ガイドラインは最低基準であり、自主事業の実施など指定管理者の努力をもって、一層の改善を図るように努めることを求める。

### 2. 児童クラブ使用料（仕様書）

公営と同額とする。ただし、事業者の自主事業実施により別途費用が発生する場合は、その分増額となる。

### 3. 事故の際の対応（仕様書）

当該児童の所属している児童クラブ職員が窓口となり対応する。通常事故等があった場合は、保険による保障を行っており、同様の扱いとする。

### 4. 第1野火止児童クラブとの連携（仕様書）

公・民同様の保育を実施するにあたり、第1野火止児童クラブの職員と情報交換を行うとともに、月に1回以上連絡会を行うこととする。

### 5. 自主事業の実施（仕様書）

- ①時間延長の対応など、事業者の自主事業の実施を求める。
- ②事業者が自主事業を実施する際には、事前に市と協議する。なお、協議内容については、保護者に伝えることとする。

### 6. 職員の任用等（仕様書）

- ①既存の児童クラブに勤務している職員（「正規職員以外」を削除）のうち、希望する者については指定管理先において任用することが望ましい。
- ②常勤職員2名の配置を求める。  
常勤職員の勤務時間は週〇〇時間以上とし、配置される常勤職員のうち、1名は3年以上の勤続経験を求める。なお、第2野火止児童クラブの責任者になるものについては、児童クラブや保育園等において管理・監督職などの経験を有していることが望ましい。  
また、緊急対応等を鑑み、常勤職員のうち1名は市内・近隣市に居住していることが望ましい。
- ③常勤職員には、放課後児童支援員認定資格を有する者が望ましく、未取得であれば、取得することを求める。

#### 7. 市が行う会議等への参加（仕様書）

市が行う児童クラブ職員向けの会議、研修等への参加を求める。

#### 8. 小学校臨時休校時の対応（仕様書）

台風などで学校が臨時休校となった場合は、公営と同様の対応とする。

#### 9. 指定期間開始前の事業者への引き継ぎ（仕様書）

①平成30年2月、3月の2ヶ月間とする。

②合同保育の際は、平成30年4月以降に配置される職員の参加を求める。

#### 10. 指定期間終了後の引き継ぎ（仕様書）

次の事業者に円滑に引き継ぎを行うことを求める。

#### 11. 事業者に対する市の監督責任（仕様書）

市は事業者に対し必要と考える報告を求めるとともに、必要な指示をする。

#### 12. 運営会議（仕様書）

①委託内容の確実な履行を担保するため、保護者・事業者・市の3者による運営会議を設置する。

②公営から民営になることにより、その影響を最小限にするため、指定管理開始直後は1～2ヶ月に1回行うものとする。運営が安定してくれば、事業者や市、保護者からの求めがある場合に開催する。

#### 13. 指定管理について（募集要項）

①平成30年4月1日より指定管理者制度の導入を行う。

②指定期間は5年間とする。

③「指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアル」に基づき、学識経験者3名（外部委員）からなる「指定管理者管理運営評価協議会」などによりモニタリングを行う。

#### 14. 指定管理先（募集要項）

①健全な業者を選定するため、業者選定の際に、必要な書類の提出を求める。

②市内又は他市において、児童クラブ、保育園、幼稚園等の運営実績のある事業者を選定する。

#### 15. 事業者の選定方法（その他）

- ①事業者の選定は、入札額のみで選定するのではなく、プロポーザル方式により、企画・提案内容を踏まえ選定する。
- ②事業者の選定には、学保連、野火止保護者も委員とする。なお、野火止保護者については2名の参加とする。

#### 16. 児童クラブの選択（その他）

平成30年4月の第2野火止児童クラブの民営化時には、継続申請の際に第1野火止児童クラブ（公営）か、第2野火止児童クラブ（民営）かの希望調査を保護者に取り、出来る限り希望を反映するものとする。